

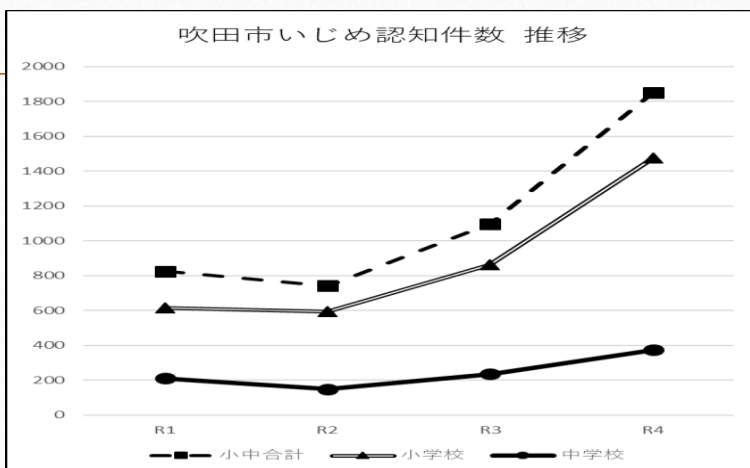
報告案件1 児童生徒の生徒指導に係る状況

いじめの対応について

～現状と学校の取組～

いじめ認知件数(推移)

	R1	R2	R3	R4
小学校	614	593	862	1475
中学校	211	149	235	374
小中合計	825	742	1097	1849



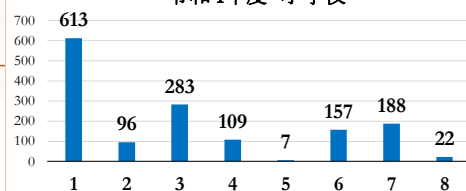
いじめ態様別件数

いじめ態様別件数(小中合計)

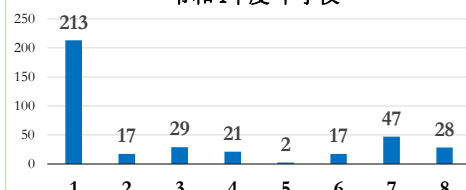
番号	1	2	3	4	5	6	7	8	計
R1年度	421	116	122	34	15	62	69	36	875
R2年度	406	70	134	19	13	70	38	27	777
R3年度	522	101	166	66	12	93	102	35	1097
R4年度	826	113	312	130	9	174	235	50	1849

- 1 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- 4 ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。
- 5 金品をたかられる。
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 8 パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。

令和4年度 小学校



令和4年度 中学校



いじめのレベル

大阪府教育委員会の5つのレベルに応じた問題行動への対応チャートに基づき吹田市が作成

レベルⅠ

- 言葉によるからかい
 - ・相手が言われたら嫌な言葉をいうこと(単発で言われる)
 - 例：「こんなんでできんのか?」「○○しょほいな～」「ださ」等。
- 無視
 - ・話しかけても話してくれない、そばに行っても離れていく
- 悪口
 - ・相手が嫌な言葉を言う
 - 例：「あほ」「ほけ」「かす」「ヘタレ」「下手くそ」「最低」「キモい」等。

レベルⅡ

- 仲間はずれ
 - ・明らかに相手を外そうとする行動が見られる
 - 言葉の例：「○○は入れんとこ」「○○ムかつくから呼ばんとこ」「お前は無理」
 - 行動の例：グループに入れず一人で過ごす姿が多くみられる友だちに「入れて」と声をかけるが、いつも断られている
- 悪口・陰口、軽度の暴言
 - ・「死ね」「殺すぞ」「消えろ」「生きている価値がない」のように、その子の命を奪うような言葉
 - ・レベル1のような言葉で、かつ加害児童生徒が複数いる場合
 - ・レベル1のような言葉で、被害児童生徒の生活に影響が出ている場合。
 - 例：表情が暗い、欠席する、イライラしているなど行動に出ている場合。
- 暴力
 - 例：言い合いになり、カッとして手を出した怪我には至らないが、蹴る・叩く・足をかける等の行為

いじめのレベル

大阪府教育委員会の5つのレベルに応じた問題行動への対応チャートに基づき吹田市が作成

レベルⅢ

- 暴言・誹謗中傷行為（「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの）
- ・人権侵害事象にあたるような発言
例：障がいのある人、同和問題、外国人、性的マイノリティに対する発言
- ・被害児童生徒の欠席が続いたり、不登校になったりと学校生活に影響が出た場合
例：加害側が「死ね」「殺すぞ」などの言葉を日常的に使う
集団で、被害児童生徒一人を言葉やSNSで傷つける
- 脅迫・強要行為
 - ・家のお金を持ちだすように要求する
 - ・「〇〇しなかったら殴るぞ」のようにずっと脅迫され、学校生活に影響が出た場合
 - ・SNS（LINE、インスタグラム等）で裸の写真を送るよう強要する
- 重い暴力
 - ・手を出して、相手が怪我（切り傷、擦り傷、打撲）をした

レベルⅣ

- 傷害行為
 - ・相手に大きな怪我（骨折など）を負わせた場合
 - ・相手に病院での診察が必要となるようなけがを負わせた場合
- 重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

レベルⅤ

- 極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）
 - ・命にかかわるような暴力・傷害行為など
 - ・救急だけでなく、警察に連絡するような事案の場合

5

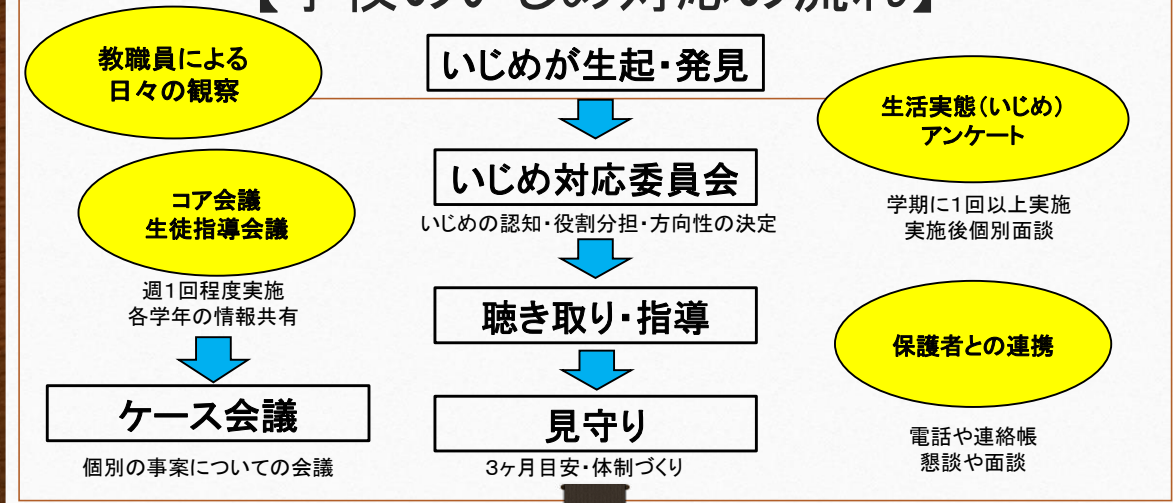
現在学校が苦慮しているケース

○保護者の理解が得にくいケース

- ・自分の子もされている。 ・自分の子だけではない。
- ・これはいじめではない。
- ・指導した内容や相手の発言を全部教えて欲しい。
- ・学校が信頼できないので市教育委員会に電話をする。
- ・安心できないので学校へ行かせない。 ・転校させたい。 etc.

6

【学校のいじめ対応の流れ】



7

【生活実態(いじめ)アンケート】

- 学期に一回以上実施
- 様式にきまりはない
- いじめのみに特化しているものもある
- アンケートあくまでツールであり大切なのは教職員の日々の見とり

8

個別面談

- アンケート後に実施
- アンケートに何か書いた子供だけの場合と全員にする場合と
- 面談のタイミングは状況を配慮して
- 教職員と子供の信頼関係が大切

9

【いじめ対応委員会】

- 管理職がその時集まれるメンバーを招集
- いじめを認知する
- 役割分担及び方向性を確認
- OSSWやSC等の専門家もメンバー

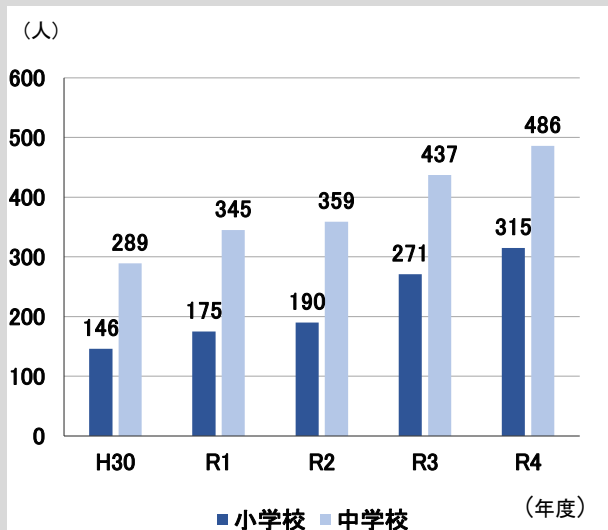
10

【コア会議・生徒指導会議】

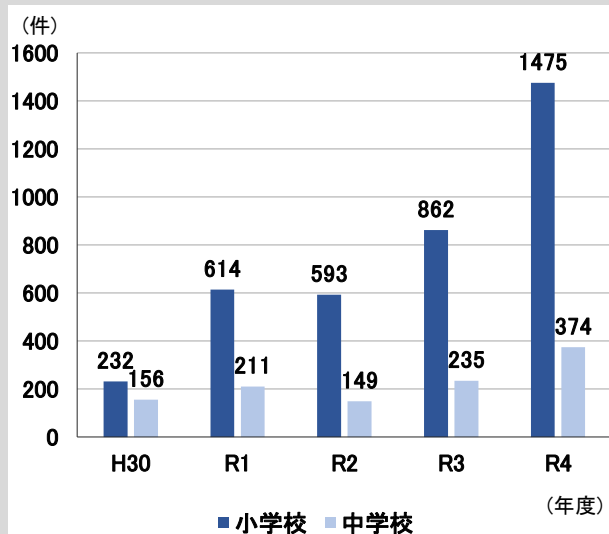
- 週に1回程度開催
- 情報共有の場
- いじめ以外の生徒指導上の諸課題についても共有
- 必要に応じてケース会議を開催

児童生徒の生徒指導に係る状況について

不登校の児童生徒数

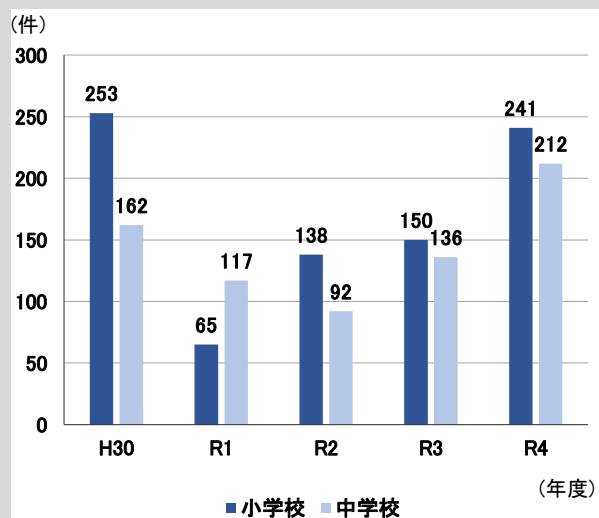


いじめの認知件数

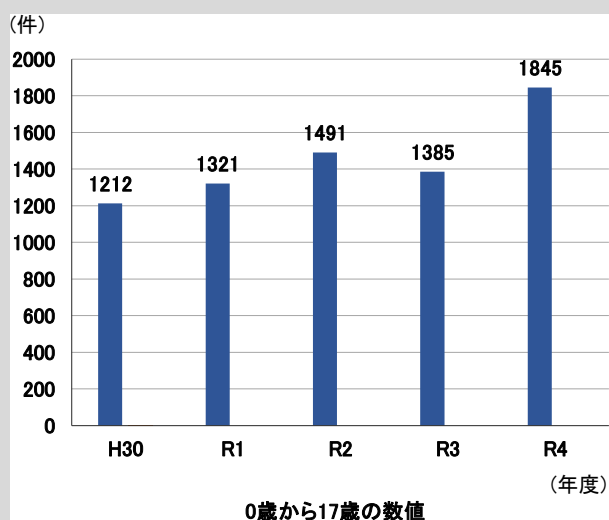


12

暴力行為発生件数



児童虐待相談件数



13